

2007年3月20日

特別区人事委員会
委員長 北本 正雄 殿

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾

2007年度特別区人事委員会勧告作業に関する要請書

日頃、特別区職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

昨年の10月12日、特別区人事委員会は、平成18年度の特別区一般職の職員の給与について報告及び勧告を行いました。

特別区人事委員会の報告及び勧告は、私ども職員の切実な要求に耳を傾けることなく、人事院及びその他の自治体の人事委員会勧告に追随し、公民比較企業規模の見直しを強行したものでした。従来からの比較方法で行われれば、月例給で0.5%、金額で2,189円、一時金で0.05月の改善がされるものでありました。更には、所要の調整措置、給料表昇給カーブのフラット化、合理的な理由のない地域手当支給割合を国に準じて引き上げること等を勧告しました。このことは、意図的に公務員賃金を引き下げようとする政府・総務省の意向に屈したものであり、中立・公正な立場である第三者機関としての人事委員会の役割を放棄したものであると断言せざるを得ません

生活する上で欠かせない費用がありますが、とりわけ高物価の首都圏での生活費は、住宅ローンや家賃をはじめとして食費等全般にわたり高いものであり、職員にとって重い負担となっているのが現状です。更には、社会保障制度等の後退で生活実態は益々苦しくなる一方です。

一方、今春闘に向けた経営側の交渉指針を示す日本経団連の経営労働政策委員会報告では、「激化する国際競争の中では競争力強化が最重要課題であり、賃金水準を一律に引き上げる余地はない」などと、1965年から約5年間も続いたいざなぎ景気を超える好調な企業業績や景気だと言われていますが、これは、大企業を中心に一部の企業のみで、中小企業や労働者の賃金には波及されていないのが実態です。にもかかわらず経営側は不当にも労働側の賃上げ要求を強く

けん制しています。労働側は、今春闘で昨年を上回る賃金改善を目指していますが、政府のすすめる構造改革路線と相まって経団連の賃上げに対する不当な姿勢は益々格差を生み出し二極化社会を助長させるものです。

公務員賃金は民間賃金の指標でもあります。従って、安易な賃金引き下げは民間賃金の引き下げに繋がることとなり、その結果がもたらす労働者全体の賃金引き下げは、物の買い控え等購買意欲を低下させることとなります。今日、上昇過程にある日本経済を再び低迷させることになりかねない、公務員の賃金引き下げは行うべきではありません。

人事委員会勧告は、行政系職員に対し行われるものではありませんが、現業系（いわゆる業務系）職員の給与等に対しても大きな影響をもたらす事になります。従いまして、私たち東京清掃労働組合は「平成 19 年 特別区人事委員会勧告」を行うにあたって、上記を踏まえ、以下の各項目について強く要請いたしますので、勧告内容に確実に反映されるよう求めます。

記

1. 「勧告」作業を進めるにあたっては、東京清掃労働組合の意見を聞く場を設けるとともに、特別区人事委員会委員長として誠意ある対応をすること。
2. 公民比較調査対象企業規模を 50 人から 100 人に改めること。
3. 労働基本権の代償措置である人事委員会勧告は、地方公務員法第 24 条に示す通り、高い物価の首都圏での生計費、民間給与等を精確に反映した内容で実施すること。
4. 全国各地に勤務地が散在する国家公務員の地域手当については合理性が認められますが、特別区職員の場合、基本的に勤務地は 23 区内であることから、地域手当についてのまったく道理も合理性もありません。従っ

て地域手当は本給に組み入れるか本給扱いとすること。

5. 給料表の策定にあたっては、世帯形成及び子育て等による家計費の支出が嵩む中高年層に十分に配慮し改善すること。また、人事院、他団体に追随した給料表昇給カーブのフラット化は行わないこと。
6. 職員の職務に対するモチベーションを確保する必要性から、最高号給到達者が多数存在する級については、実質改善となる号給を増設すること。
7. 再任用職員の給料表については、定年前職員に準じて改善すること。
8. 核家族化が進む現状を踏まえ、育児休業制度、介護休暇制度、子の看護休暇制度等の改善をすること。
9. 労働時間の短縮、休暇制度の拡充を行うこと。

以 上

「2007 年度特別区人事委員会勧告作業に関する要請書」提出時の書記長 発言骨子

それでは私から数点にわたって申し上げます。

最初に、道理や合理性がまったく認められない、国に準じて行われた地域手当の制度の本格導入に関して申し上げます。今年度は13%として22年度は18%とするとの勧告がされましたが、国家公務員については一定の合理性は認められますが、清掃労組の組合員はすべての勤務地が23区内となっています。また、特別区職員もそのほとんどが23区内に勤務しています。したがって、職員が納得できるように、地域手当を本給に繰り入れる事を基本に再検討することを求めます。

二点目に、「公民比較方式」を、調査対象企業規模が50人以上としたことについてです。特別区内には大企業が多く存在していることを考慮すると、従来100人以上としてきた調査対象企業規模を50人に引き下げるという取扱いを行ったことは、貴委員会が、労働基本権の代償措置としての「中立・公正の第三者機関」である役割と責任を果たすために設けられていることから、自らの存在意義を否定したものと指摘せざるを得ません。公民比較方式を従前に戻すこと等を含めて抜本的改善を行い、その上で勧告基礎作業・勧告を行うことを求めます。

三点目に、本日の要請も含めたこれ以降の貴委員会としての清掃労組の意見を聞く場を設けることについて申し上げます。昨年は、私ども清掃労組としても身分切替初年度ということもありまして、貴委員会との調整がつかず残念ではありますが意見を聞いていただける場を設けることができませんでした。今年については早々に対応をいただいておりますが、引き続いて今回と同様な場を設けることを求めます。同時に、ただ単に私どもの意見を聞くだけではなく、貴委員会として最高の責任者にもご出席をいただき今年の勧告に反映されるよう求めます。

最後に、清掃労組の組合員はそのほとんどがいわゆる現業系職員、技能系職員であります。貴委員会の勧告の対象とはなっておりませんが、事実上は皆さんの勧告に大きく拘束されているのが実態です。したがって、今年度は、清掃労組の要請、組合員の声を特別区人事委員会として真摯に受け止め、大都市東京で働き、生活する特別区職員の生計費重視、適正な規模での特別区内企業との比較など、国や他団体の動向に左右されること無く、独自性を発揮するよう強く求めます。特別区職員の生活改善に向け積極的に対応されるよう申し入れておきます。

なお、要請書については、2007年の勧告準備作業に入る時期を目途に回答するよう求めます。

平成 19 年第 1 回清掃労組要請

平成 19 年 3 月 20 日

1 6 C 会議室

- 1 清掃労組要請 委員長より要請書読上げ・手交（要請書 別紙）
書記長より発言（発言骨子 別紙）
- 2 事務局長回答

要請の趣旨については、承りました。

わが国の今日の社会経済情勢は、「景気は、消費に弱さがみられるものの、回復している。」とされています。

このような中、本年の春闘を見ますと、労働側は賃上げ要求について「昨年を上回る賃金改善」と「月例賃金への配分」を強く求めているのに対し、経営側は、「業績回復の成果は一時金で還元すべき」とした上で、「賃上げは、それぞれの企業が生産性や中長期的な戦略を踏まえて決めるもの」としており、既に回答している企業についても、基本給の引上げは抑制傾向となっているなど、依然として、民間の従業員の給与は厳しい状況にあると理解しています。

最初に、地域手当についてですが、従前から、地域手当等を含めた給与水準を、民間の給与水準と均衡させるのと同時に、支給割合については、国との制度的な均衡を図ってきたところであり、今後も、この考え方を基本に対応していきます。

次に、民間企業の給与実態調査の対象規模についてです。昨年の職種別民間給与実態調査の結果、50 人以上の多くの企業において、公務と同種・同等の役職段階を有し、職員との比較が可能であることが判明しました。そのため、同種・同等の業務を行う民間従業員の給与をできる限り広く把握し、適正に職員の給与に反映させる趣旨から、比較対象企業規模を改めたものです。

次に、本日のような皆様のご意見を聴く機会につきましては、今後も設けていきたいと思っております。また、皆様の要請につきましては、委員会で各委員にお伝えします。

現在、私どもは、職員給与と民間従業員給与の調査の準備を進めており、本年の給与勧告につきましても、両調査の結果に基づいて対応します。

本年の勧告にあたりましても、従来と同様、23区連合の人事委員会としての立場を踏まえ、特別区職員の給与について、区民のより一層の理解を得るためにも、中立的、かつ、専門的な人事行政機関としての役割を果たしてまいります。

以上です。